大阪市認知症施策推進計画の策定について

国の現状

- 令和6年1月1日に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、政府は**令和6年秋ごろまでに認知症施策推進基本計画を策定**することとしている。
- 認知症施策推進基本計画(第1期)の期間は、令和6年から令和11年度までの概ね5年間を対象としている。
- 市町村においては、国で定める基本計画及び都道府県計画を基本としつつ、実情に即した**市町村計画を定める**よう努めるものとする。
- 市町村は、市町村計画を作成する際には、市町村地域福祉計画、市町村老人福祉計画、市町村介護保険事業計画、その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 市町村計画の策定にあたっては、当該計画に定める内容が、介護保険事業(支援)計画等の既存の行政計画に定める内容と重複する場合、これらを**一体のものとして策定する**ことは差し支えないものである。

大阪市の現状

- 大阪市では、地域で生活するすべての高齢者が、生きがいを持って安心して生活できる環境を実現するために大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し総合的にかつ効果的に高齢者施策を推進している。
- 第9期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間としている。
- 大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の第5章2「認知症施策の推進」により大阪市の認知症施策について掲げている。

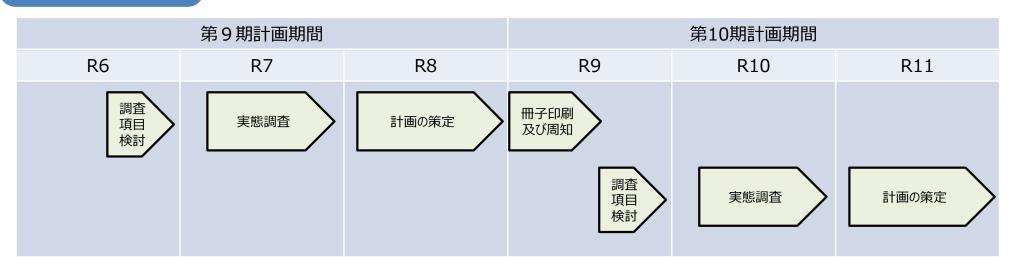
令和9年度からの大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と 一体的に大阪市認知症施策推進計画を策定する

今後の方向性とスケジュール等

今後の方向性

- ◆ 大阪市認知症施策推進計画策定に向けた検討体制
 - ・認知症の人及び家族等、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、公共交通事業者等、 金融機関、小売業者 その他の日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者、学識経験を有する者から意見を聴く
- 高齢者実態調査の認知症施策にかかる項目及び対象者
 - ・認知症施策推進基本計画において、重点目標の達成に向け設定された指標に基づく調査項目及び対象者の精査
- 関係部局同士の連携
 - ・大阪市高齢者施策連絡会議において検討
- 基本理念に基づく取組の推進
 - ・共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び理解を深められるようにする事業の充実

スケジュール(予定)



大阪市認知症施策推進計画策定に向けた検討体制

- 認知症施策推進基本計画より(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
- 地方公共団体が都道府県計画及び市町村計画を作成し、又は変更する際には、あらかじめ、認知症の人及び家族等の意見を可能な限り広く聴くよう努めるものとするとともに、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、公共交通事業者等、金融機関、小売業者その他の日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者、学識経験を有する者その他の関係者からも広く意見を聴くことが望ましい。
- なお、これらの意見を聴く際等には、行政機関からわかりやすく丁寧な情報提供や説明を行うなどの配慮が求められる。

認知症施策部会委員

氏名	位置づけ
青木 佳史	権利擁護
岡田 進一	学識経験者
沖田 裕子	若年性認知症支援関係者
中西 亜紀	認知症専門医
新田 正尚	福祉関係者
宮川 松剛	医療関係者



関係者 (案)

氏名	位置づけ
	認知症の人本人
	認知症の人の家族
	民間事業者(交通事業者)
	民間事業者(小売等サービス業)

大阪市認知症施策推進計画において記載が必要な各施策を検討するため、 必要な関係者の意見を反映させる

高齢者実態調査等の認知症施策にかかる項目及び対象者

● 令和4年度 高齢者実態調査等における認知症に関する項目及び対象者

本人調査

市内に居住する65歳以上の高齢者の方から無作為に抽出した20,400人

問18 認知症の認知度

問19 認知症の人の支援

介護保険サービス利用者調査

市内に居住する要支援・要介護認定者で、令和4年3月から5月の間に、介護 保険サービスを利用した方から無作為に抽出した6,400人

問34 認知症の症状の有無

問34-1 認知症に関する相談窓口の認知度

問34-2 知っている認知症に関する相談窓口

問34-3 認知症についての相談先

介護保険サービス未利用者調査

市内に居住する要支援・要介護認定者で、令和4年3月から5月の間、介護保 険サービスを利用しなかった方から無作為に抽出した9,300人

問31 認知症の症状の有無

問31-1 認知症に関する相談窓口の認知度

問31-2 知っている認知症に関する相談窓口

問31-3 認知症についての相談先

介護者調査

介護サービス利用者・未利用者調査の対象者を介護している者(介護サービス 事業者を除く)

なし

介護支援専門員調査

市内の居宅介護支援事業所等に勤務するすべての介護支援専門員4,423人

問38 認知症高齢者等へのケアプラン作成にあたっての困難

問38-1 認知症高齢者等へのケアプラン作成にかかる課題解決の対応

施設調査

市内にある介護保険施設及び福祉施設(1,121施設)

問14 施設での認知症の人への対応における課題

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

令和4年9月1日現在で、市内に居住する要介護認定を受けていない高齢者 の方から無作為に抽出した52,800人

10(1)認知症の症状の有無

10(2)認知症に関する相談窓口の認知度

10(3)知っている認知症に関する相談窓口

10(4)認知症について不安に感じるときの相談相手